

【修正資料】 資料3

コロナ禍を乗り越えL Xローカル・トランスフォーメーションを実現するための提言

新型コロナウイルスの感染拡大は、観光業や飲食業をはじめとする様々な産業への経済的損失や、グローバル規模でのサプライチェーンの分断など、社会経済環境に深刻な影響を及ぼした。また、デジタル技術の利活用の遅れや、人口密度が高い都市が抱えるリスクなど、従前から日本社会が抱えていた課題を改めて顕在化させた。

一方、デジタル化の進展が、時間や場所に捉われない柔軟で多様な働き方の可能性を広げ、コロナ禍における人々の暮らし方や働き方の変化により、地方への関心がこれまでにない高まりを見せている。こうした社会状況の変化を背景に、我々は、いま地方を舞台にした新しい挑戦が可能になっているとの認識を持っている。

これまで、地方においては、地方の活力の維持・向上を目指し、「働く場を創出する」「企業の生産性を上げる」ことなどを目的として、様々な施策に取り組んできた。これらの目的は今なおその意味を有するものの、社会状況の変化を踏まえ、地域のリソースにデジタルが掛け合わさることで新たな価値が生み出されるという視座に立って、その価値の創出を後押しするという政策的アプローチへの転換が求められている。

例えば、学生とデジタル・AIを掛け合わせることによる起業の創出、中小企業にデジタルネイティブの若者や都市部人材等を掛け合わせることによる経営課題の解決、働く人にデジタル教育を掛け合わせることによる活躍の場の拡大など、デジタルとの掛け合わせにより新たな価値が生まれる可能性が広がっている。

こうした考え方にに基づき、以下に必要となる施策の提言を行うものであり、それら諸施策の実施によって、地方を挑戦の場に変えていくことができる。これが我々が提唱するL Xローカル・トランスフォーメーションである。デジタル化の進展と地方への関心の高まりが、地方と若者を有利にしつつある変化を踏まえ、高いQOLを含め地方が持つ様々なリソースをベースとして、そこにデジタルを持ち込むことで、あらゆる業種や職種を挑戦の場として変革させるL Xが、次代の日本を創出するのである。

具体的には、起業家・スタートアップの育成を力強く促進することはイノベーションを生み出し、社会経済の基盤としてのデジタル化の推進とデジタル人材の育成は資本蓄積の増加と労働の質の向上をもたらす。そして、イノベーションとデジタル化は、2050年カーボンニュートラルの実現への強力な推進力となる。さらに、成長分野への労働移動を後押しし、柔軟で多様な働き方を推進することは、経済の最も重要な資源である「人」の力を引き出し、イノベーション、DX、GXに核心的な原動力を与える。

また、地域経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者、農林漁業者は、その持続的な発展により、多くの雇用や所得の創出を通じて、日本経済を下支えしているという

現実にも目を向ける必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に、資材不足やエネルギー・原材料価格の高騰、さらには急速な円安や後継者不足といった足元の厳しい状況乗り越えるとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けて安定した経営基盤の構築を図ることは、経済の底割れを防ぎ、挑戦の場としての地方の可能性を確保する上で重要である。

特に、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動、今般のウクライナ情勢などの様々な要因によって、食料供給に影響が及ぶことが懸念されており、農林水産業の持続的な発展を図っていく必要がある。

以上、地域が持つ様々な資源を生かしLXを推し進める地方の挑戦と、国が先導して行う全国的な政策等がうまく組み合わせることが、次代の日本を創生する力強い成長につながるものであり、地方は自ら率先して取り組むとともに、全国統一的に制度検討や見直しが必要なものについて国に対して以下のとおり施策を提言するものである。

1 持続的な成長の実現

(1) 起業家等の果敢な挑戦心の涵養、挑戦する人材が活躍できる環境の整備

ポストコロナ時代の日本の経済成長に向けて、その原動力となる経営者や個人の人材の挑戦心（アニマル・スピリッツ）は不可欠である。昨今活発になっている東京大学での起業のエコシステム形成の例をはじめ、挑戦心を持って果敢に取り組む人材が活躍できる環境の整備が必要である。

① 起業エコシステム形成に向けた支援

起業のエコシステムの形成に向けて、若者の挑戦を引き出し、後押しするためには、正しいロールモデルとメンターが必要であるが、これらの人材は全国あるいは世界に遍在しており、全ての地方公共団体が直接コンタクトをとることは容易ではないため、全国規模で人材をプールする仕組みを構築すること。

また、起業の先進組織等のリソース（人材や仕組みなど）を地方が活用するには、専門的な知見を有する人材の確保や多額の費用を要することから、継続的な支援を図ること。

② 失敗しても再挑戦できる環境の整備

起業等に挑戦した人が、失敗しても再度挑戦できるよう、リスクマネーの供給支援やリスクマネー提供者の育成、経営者の個人保証への規制、失敗を受け入れる風土の醸成など環境整備を図ること。

③ 大胆な規制緩和等の実施

スタートアップのビジネスモデルは先進的であることから、その社会実装に向けた大胆な規制緩和等について、機を逸することなく、地方公共団体と軌を一にして実施すること。

④ スタートアップ等からの公共調達促進

スタートアップ等の先進的な商品・サービスを公的機関で活用する観点から、当該商品・サービスの品質・コストに対する適正な評価や必要な認証の取得が円滑に行われる環境を整えること。

また、地方公共団体が積極的に公共調達を推進できるよう、先端的なテクノロジーやビジネスモデル等も含めてスタートアップ等からの提案内容が評価できる人材を、地方公共団体で活用できる仕組みを構築すること。

加えて、公共調達の結果、優れた商品・サービスが創出した付加価値に相応する地方公共団体の財政面での負担増について、国において財政的支援を行うこと。

(2) 研究開発の強化・体制構築の推進

イノベーションの創出を進めるため、大学等の研究機関の強みを生かした研究開発力の強化のほか、産学官の連携によるオープンイノベーションの促進が必要である。そのため、産・学それぞれのニーズ・シーズのマッチング機能の充実に向けた国・地方の効果的な介在や、クロスアポイントメント制度等の活用による卓越した人材の活躍促進、研究開発・社会実装に向けた財政・税制による支援を拡充すること。

(3) デジタル化・DXの推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方における通信基盤の構築を含めたデジタルインフラ整備の強化や、規制緩和等による民間のデジタル投資の後押しを図るとともに、以下のように、中小企業・小規模事業者のデジタル化及びDX推進、デジタル人材の育成・確保を強化することが必要である。

① デジタル技術の導入等への支援

デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組む段階に至る中小企業・小規模事業者を増加させるため、デジタル化が遅れている企業・事業者に対し、支援機関によるデジタル化の課題の設定から解決までの伴走型支援の充実と、優良事例の横展開の仕組みを構築すること。

また、デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの創出を促進するため、財政・税制による支援のほか、必要となる規制緩和等への迅速な対応に取り組むこと。

さらには、増加するサイバー攻撃への対策も必要であることから、サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ強化に対する取組の促進を図ること。

② デジタル人材の育成・確保

人材育成のため、デジタル分野のリカレント教育やリスキリングを促進するとともに、大学や高等専門学校等を軸として、実社会やビジネスとの接続を意識した出口志向のDX・AI教育を行う産学官の取組を支援すること。

また、地方におけるデジタル人材の不足に対して、即戦力となる人材確保のための仕組みの構築や、デジタル企業の地方移転や副業・兼業の促進を図ること。

(4) GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進

脱炭素社会の実現に向けた挑戦を、成長の機会と捉え、産業競争力を高め、日本の経済社会システム全体の変革（GX：グリーン・トランスフォーメーション）を促していくことが重要である。政府では、「クリーンエネルギー戦略」等によって、企業の投資判断に向けた具体的な方針を示すことで、企業経営の予見可能性を高める取組を行っているところであるが、企業の積極的な投資を後押しする更なる支援が必要である。

また、中小企業・小規模事業者における再生可能エネルギーの活用等の取組を促すとともに、外部経営環境の変化に合わせた事業の再構築等に対する支援も必要である。

① エネルギー構造転換への支援

エネルギー供給側・需要側双方において、脱炭素化に向けた技術の実装が不可欠となる中で、需要側においては、幅広い産業分野で、再生可能エネルギー由来の電気や水素の活用等によるエネルギーの脱炭素化、省エネ技術の活用など、研究開発を含む必要な投資を後押しするため、トランジション・ファイナンスの普及促進のほか、財政・税制による支援を拡充すること。また、こうした支援を講じるに当たっては、次世代エネルギーやトランジション期における天然ガスの活用等において、地域や産業の事情による国内格差を生じさせないとの観点を踏まえたものとする。

② 中小企業・小規模事業者の脱炭素化支援

経営資源に制約がある中小企業・小規模事業者の脱炭素化に関して、再生可能エネルギー活用促進のほか、エネルギー効率の高い機器・設備の導入や電化等への取組に対する支援の拡充を行うことで、企業・事業者の負担を抑えつつ脱炭素化の取組の促進を図ること。

③ 地域経済における産業構造転換に対する支援

脱炭素化の進展による産業構造の転換により、エネルギー関連や自動車関連等、地域経済に深く根付いている産業が大きな影響を受けることから、これらの企業・事業者に対し、事業の再構築等、前向きな取組に対する支援を拡充すること。

(5) 中小企業等の海外展開の拡大

企業にとっては、高い経済成長と人口増加が期待される海外マーケットは魅力的である。コロナ禍を機に消費者の購買スタイルがネット中心に移行しており、アフターコロナにおいてもこの傾向に大きな変わりはないものと推察されること

から、デジタル技術の活用による魅力的な農林水産物や有望な技術・商品等を有する中小企業等の海外進出やプロモーションの実施、越境E C、施設整備等の輸出促進に対する支援策を充実・強化すること。

(6) 国内半導体産業の再興

D X・G Xを技術的に支えるのは半導体であり、経済安全保障の観点からも、半導体の国内生産を長期安定的に確保する必要があることから、国内半導体産業の再興に向け、人材育成や次世代半導体の開発を含め、引き続き強力で支援すること。

(7) サプライチェーンの強靱化

新型コロナウイルス感染症の影響や地政学リスクの高まりを受けて、サプライチェーン強靱化の必要性は増している。特定国への依存度・集中度が高まることからのリスクは大きいことから、企業による国内回帰に対する支援を含め、サプライチェーンの分散化に対する支援を継続・拡充すること。

また、脱炭素化や人権保護に関して、サプライチェーンの中核にいる大企業が、ノウハウが不足する中小企業を巻き込む形でのサプライチェーン全体での取組について、パートナーシップ構築宣言も活用しながら、その促進を図ること。

(8) 企業による投資の促進

デジタルやグリーン分野に限らず、企業による旺盛な投資需要を喚起することは、投資の量的拡大を通じて、経済成長に資するものであることから、海外との競争条件を改善するような規制・制度改革や財政・税制による支援を拡充すること。

また、海外からの対日直接投資も、雇用創出のほか、国内産業の高度化やサプライチェーンの強化につながることから、外国企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材あっせん等の日本貿易振興機構（JETRO）が有する機能を地域が有する産業資源と結び付ける取組を充実させること。

(9) D Xによる農山漁村の持続的な発展

新規就業者の育成・確保は、我が国の農林水産業を持続していく上で極めて重要であり、農林水産業就業者を確実に育成・確保できるよう、「新規就農者育成総合対策」や「森林・林業新規就業支援対策」、「漁業担い手確保・育成事業」について、十分な予算を確保すること。

また、農林水産業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により農林水産業生産構造が脆弱化する中、生産現場において一層の省力化や生産性・収益力の向上を実現するには、生育状況や気象、販売実績などのビッグデータをA Iによって解析し、ロボット技術により生産性を向上させるなど、より高度なスマート農林

水産業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

このため、スマート農業実証プロジェクト等を通じて効果が明らかになった技術・機械等の導入支援を強化するとともに、有機農業や幅広い品目、中山間地域など条件不利地域にも対応できる技術開発・実証を更に進めるため、引き続き実証プロジェクトを推進すること。

また、現場でスマート農業の普及を担う人材や農業支援サービス事業者の育成を促進するとともに、ドローンに適した登録農薬の拡大の推進や、中山間地域を含めたスマート農業に適した生産基盤整備の推進、通信基地局設置の推進、ロボット農機の自動運転・遠隔操作の実現に向けた関係法令の見直しなど、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。

さらに、航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る自動運転・遠隔操作等の先端技術の開発及び通信環境の整備、それらの技術の普及を担う人材の育成を促進するなど、スマート林業の実装・普及を加速するための環境整備を進めること。また、ICT等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備などのスマート水産業についても推進すること。

高齢化や過疎化が進行している農山漁村において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、リモートワークなど場所を取らない働き方の進展など、社会経済や人々の暮らし方・働き方に様々な変化が生じ、農山漁村への関心が高まってきている。

このため、多様な人材の移住促進、農地保全や地域資源の活用、生活支援等に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の活動を後押しし、農山漁村に人が住み続けられるよう、情報通信基盤など生活インフラの整備等を支援すること。

(10) 気候変動問題に対応した農林水産業の推進

我が国の年平均気温は、100年当たり1.28℃の割合で上昇し、世界平均の2倍近い上昇率で温暖化が進んでいる。

高温による品質及び生産量の低下や長雨による不作など、気候変動が農産物に及ぼす影響の分析や地域毎の気象に関する将来予測の提供、気候変動に対応した品種や生産技術の開発、新たな品目栽培の支援、都道府県が相互に分析機器や研究成果を活用する仕組みづくりを進めること。

近年、海水温などの海洋環境の変化等により、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いている。主要な魚種の水揚量や生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけではなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、水産資源の回復及び増養殖の拡大に取り組むとともに、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援など、持続可能な水産業を推進する総合的な施策を展開すること。

2050年カーボンニュートラルの実現に農林水産業分野として対応していくため、

農業分野における化学肥料・化学農薬の削減、スマート農林水産業の実装加速化による化石燃料起源の二酸化炭素の排出削減、水田や家畜の消化管内発酵・家畜排せつ物管理からのメタンの排出削減、持続可能な資材や再生可能エネルギー及び未利用資源の活用など、革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組を進めること。

木質バイオマスの安定供給に向け、林地から未利用材を搬出するための路網整備や林業機械の導入、燃料用チップの加工、木質バイオマス利用施設の整備等に対する支援に必要な予算を安定的に確保するとともに、地域の関係者の連携の下、熱利用等により森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」の構築を進めること。

農地・森林・海洋における炭素の吸収や長期・大量貯蔵を可能とするため、農地の炭素貯留効果の向上、森林による二酸化炭素の吸収や木材利用による炭素貯蔵の効果を最大限発揮するための人工林資源の循環利用の推進や木材利用の拡大を図るほか、ブルーカーボンの吸収量評価手法の確立や藻場形成技術の開発などに向けた取組を進めること。

カーボンニュートラルの実現に向けて、重要性が高まっている炭素除去・吸収系クレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけや森林吸収量の算定方法の見直しを進め、森林経営活動等を通じた森林由来Jクレジットの創出拡大を図るとともに、Jクレジットを活用したカーボンオフセットの取組を推進するなど、需要拡大を図ること。

また、「みどりの食料システム戦略」に掲げる、将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承や持続的な産業基盤の構築に向け、収益性を兼ね備えた環境への負荷を軽減する生産方法等の技術を早期に確立するとともに、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の施行に当たっては、地域の実情に応じた取組を尊重したものとすよう配慮し、基本計画の作成に十分な検討及び調整の時間を確保すること。

2 新しく活躍できる場の創出と働き方改革の推進

(1) 成長分野への円滑な労働移動の促進

デジタル時代に適応し、人材を新しく活躍できるステージに誘導するため、能力形成への支援が必要である。併せて、これまでうまく機能してきた政策や慣行が、労働市場の流動性を阻む障害になりつつあるという認識を持って、日本社会全体の構造の見直しも必要である。

① リカレント教育、リスキリングの推進

労働者に対して、キャリアコンサルティングを受ける機会の確保や教育費用負担の軽減により自律的・主体的なキャリア形成を支援するとともに、企業が求めるスキルの明示や、適正なスキルの評価と処遇の実現、中途採用の拡大を

推進することで、学び続けるモチベーションの維持を支援すること。また、教育プログラムや教育機関、支援制度に関する情報発信、オンライン受講の拡大等により、学びへのアクセス確保を支援すること。

さらに、企業・事業者に対して、充実した学びの機会の提供を促すとともに、教育訓練休暇制度等の普及促進、産学連携による教育プログラムの開発・提供を支援すること。また、公的職業訓練の実施主体である都道府県等に対する支援を含め、訓練内容の充実を図ること。

② 副業・兼業の促進

副業・兼業を容認する企業及び受入企業を増加させるため、ガイドラインやモデル就業規則、優良事例の周知により、労働者の健康維持や企業の労務管理上の懸念に対応するとともに、ニーズのマッチングや受入企業に対する財政支援を行うこと。

③ 税・社会保障制度の見直しやセーフティネットの構築

労働市場の流動性を高めるには、個人の多様な生き方に対応できる税・社会保障制度やセーフティネットの構築が求められるため、転職等に不利にならない退職金税制や働き方に対して中立的な社会保障制度等への見直し、失業や所得減に直面する人を保護する使いやすい就労支援の仕組みなどを構築すること。

④ 雇用慣行等の見直し

個人の多様な生き方に対応し、あらゆるライフステージの人が活躍でき、スキルや能力に応じた適正な処遇がなされるよう、新卒一括採用、年功序列などを前提とした日本型の雇用システム等の見直しについて、経済界とも連携して、検討を進めること。

(2) 働きやすい職場づくりの推進

誰にとっても働きやすく、柔軟で多様な働き方ができる環境を整備することは、企業・事業者にとって、質の高い労働力を確保する上でも有効な手立てとなり得るものである。そのため、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の徹底を図るとともに、柔軟で多様な働き方の実現に向けた企業・事業者の取組に対する支援、制度の構築が必要である。

① 働き方改革関連法の周知等

働き方改革関連法により順次導入されている制度について、制度の継続的な周知や監督強化により法令遵守を徹底すること。特に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間における不合理な待遇差の禁止については、「不合理」の解釈について企業が判断に悩む場合も多いことから、企業の判断に資するような分かり易い周知に取り組むこと。また、働き方改革推進支援センターを活用して、プッシュ型のきめ細かい相談の実施を継続すること。

② 長時間労働の是正

自動車運転の業務・建設事業における時間外労働の上限規制の円滑な適用に

向けた対応を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスやキャリアアップ機会の確保等の観点から、職務・勤務地・労働時間を限定した多様な正社員制度や勤務間インターバル制度の導入等を促進すること。

③ 同一労働同一賃金の徹底

非正規雇用労働者に対して、基本給、各種手当、賞与、福利厚生、教育訓練の充実や正規化により処遇の改善を図ろうとする企業に対して支援を行うこと。

④ 柔軟で多様な働き方の推進

時間や場所に制約されない働き方の推進や、通勤時間の削減・余暇時間の増加によるキャリアアップ機会の確保等の観点から、良質なテレワークを推進するため、労働時間管理の在り方等をまとめたテレワークガイドラインの周知や、一般にテレワークに馴染みにくいとされている業種やタスクについて先行・優良事例を周知するとともに、デジタル化とセットで中小企業のテレワークの促進を図る等の支援を行うこと。

また、副業・兼業を促進するとともに、フリーランスについて、書面での契約のルール化など法制面での措置を講じることで取引に係るトラブルの防止を図るほか、雇用類似のフリーランスに対して、労働者に準じた保護の徹底等、セーフティネットの整備を図ること。

(3) 多様な人材の活躍の促進

性別、年齢、国籍、障害の有無等を越えて、ダイバーシティを尊重した多様な人材の活躍促進は、社会的要請であるとともに、労働生産性や労働参加率の向上を通じて経済成長にも資するものであるため、労働者と企業・事業者の双方に対して支援を行うことが必要である。

① 女性の活躍促進

出産を契機とした離職の抑制を図るため、長時間労働の是正や多様な正社員制度の導入、テレワークの普及のほか、女性の役員・管理職の登用・採用拡大に向けた取組を促進するとともに、出生育児休業（産後パパ育休）の創設や「従業員への育児休業取得の働きかけ」の義務化など、育児・介護休業法の改正を契機として、制度が十分に活用されるよう、男性育児休業取得に対する機運醸成のほか、育児休業を取得する従業員の代替要員確保に向けた仕組みなど、男性が育児休業を取得しやすい環境整備を進めること。

また、出産を契機に離職した女性の円滑な再就職やリカレント教育、女性の就業割合が高い非正規雇用労働者の正規化を含めた処遇改善を支援すること。

② 高齢者の活躍促進

定年延長・廃止や継続雇用のほか、他企業への再就職や起業など、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に向けて、企業の取組に対する支援やリカレント教育を含めたキャリア形成支援を行うこと。

また、能力やスキルに見合った処遇を実現するため、高齢者の就業割合が高

い非正規雇用労働者に対する同一労働同一賃金の徹底や、ジョブ型雇用の導入促進を図ること。

③ 障害者の活躍促進

法定雇用率未達成企業のうち、特に障害者雇用ゼロの企業に占める割合が高い中小企業の雇用促進を図るため、優良事例を周知するとともに、障害者の採用前から採用後の定着まで一貫して支援する体制を強化すること。

また、障害者雇用納付金制度について、財政の安定的運営を図りつつ、事業主が障害者雇用に積極的に取り組むことができるよう調整金や助成金等の効果的な在り方を検討すること。

④ 就職氷河期世代の就労等支援

就職氷河期世代は、現在、30代半ばから50代前半に至っているが、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業状態にあったりするなど、様々な課題に直面している者がおり、安定的な就業と自立に向けた息の長い支援が求められる。現在、「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、令和2年度から令和4年度の3年間で集中的に取り組み、さらに、令和5年度からの2年間は、これまでの施策の効果も検証のうえ、効果的・効率的な支援を実施していく方針が示されたところであるが、不安定な就労状態にある者の正規雇用化や長期にわたり無業状態にある者の就職実現、ひきこもり状態にある者に対する社会参加に向けた支援等、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援について、地方公共団体と連携して、今後とも引き続き積極的な取組を進めること。

⑤ 外国人との共生環境整備

日本で就労する外国人は170万人を超え、人口減少下における我が国にとって貴重な存在となっている。一方で、外国人材に対する需要の増加は先進国で共通する現象であり、今後とも日本が外国人から選ばれる国であるためには、外国人との共生社会を実現させることが重要である。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、地域や職場における円滑な受入れやコミュニケーションの実現のための支援、外国人児童生徒の教育環境の整備、離職者や外国人留学生等に対する就職支援、在留管理体制の構築等、地方公共団体と連携しつつ、引き続き対策の充実を図ること。

また、技能実習生の労働条件確保については、違法な時間外労働、賃金不払残業、労働災害防止措置の未実施やハラスメントなどの根絶に向けて監督指導の強化を図ること。

(4) 若年者の就労支援

少子化に伴い若年労働力人口が減少する中において、社会の重要な担い手である若者について、その雇用を促進し、能力が有効に発揮されることが重要である。足元では、新規学卒者の就職率は総じて高い状況が維持されているが、今後も更なる就職率の向上と、既卒未就業者の採用促進、職場定着支援が必要である。

① 新規学卒者等の就労支援

新卒応援ハローワーク等における相談支援の強化や中小企業とのマッチング促進、既卒未就業者を採用する企業・事業者への支援、通年採用の促進等により、就職率の向上と既卒未就業者の採用増加を図ること。

さらに、職場定着支援について、企業側の情報提供の促進やユースエール認定制度の活用による職業選択時のミスマッチ防止を図りつつ、長時間労働の是正やハラスメント防止の徹底、キャリアコンサルティングの活用等の働きやすい環境づくりにより不本意な早期離職を防止する企業の取組を支援すること。

② 質の高い雇用の確保

コロナ禍において、首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果を踏まえ、都市部に加え、地方部においても十分な所得とやりがいと得られる高付加価値な業務や成長産業を根付かせられるよう、国全体としての企業活動の総量増大を図るとともに、企業の本社機能等の地方への分散や柔軟で多様な働き方の推進などにより、国全体で雇用の創出を進めること。

3 生産・経営基盤の強化

(1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化及び過剰債務への対応等

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に、資材不足やエネルギー・原材料価格の高騰、さらには急速な円安が加わり、苦境に立つ企業・事業者の事業継続を図るため、十分な資金の供給を行うとともに、増大する債務に苦しむ企業・事業者の事業再生等を支援することが必要である。

① 資金繰りの円滑化

運転資金の枯渇による経営の行き詰まりを回避するため、十分な資金繰り支援を継続するとともに、金融機関に対して、追加融資や借換、返済猶予等について柔軟な対応を引き続き要請すること。併せて、支援機関等による企業・事業者寄り添った経営支援の促進を図ること。

また、都道府県が実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給、信用保証料補給などの経費に対する支援を行うこと。

② 過剰債務への対応等

過剰な債務が負担となって事業の再構築に踏み出せない企業・事業者も多く存在することから、本年3月に公表された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき、信用保証協会に対して損失補償を行っている都道府県の意見も踏まえつつ、円滑な債務整理の普及を促進するとともに、資本金劣後ローンや中小企業再生ファンド等、多様な資金調達手段の活用促進を図ること。

また、収益力改善・事業再生・再チャレンジを総合的に支援する「中小企業活性化パッケージ」に呼応して都道府県が独自に行う取組に関して、専門人材の

確保等に対する支援を行うこと。

さらに、思い切った事業展開や早期の事業再生の阻害要因となっている経営者保証について、「経営者保証に関するガイドライン」の活用による保証の解除と経営者保証に依存しない融資の促進を図ること。また、廃業を選択した事業者の再チャレンジに対する支援を拡充すること。

(2) 事業の再構築に取り組む中小企業・小規模事業者への支援

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、デジタル化や脱炭素化により大きく変動しており、多くの業種において、コロナ前の経済社会を前提にしたビジネスモデルでは、事業の持続的な発展は難しい状況となっている。新分野の展開や事業・業種・業態転換等の事業再構築に積極的に取り組む企業・事業者を増加させるため、経営環境の変化に応じた経営戦略の見直しに対する支援機関等の支援を充実させるとともに、中小企業等事業再構築促進事業等による企業・事業者に対する費用負担の支援を継続すること。

また、生産性向上という従来からの構造的課題に対し、デジタル化や脱炭素化に対応して収益力を強化しようとする企業・事業者に対して、中小企業生産性革命推進事業等により引き続き支援を行うこと。

(3) 中小企業・小規模事業者に対する事業承継・引継ぎの支援

地域経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者において、経営者年齢が高齢化しており、加えて、コロナ禍における経済抑制を背景とした業績悪化と債務増加により、多くの業種において債務の償還年数は長期化している。次世代に事業が円滑に引き継がれなければ、債務償還が危ぶまれることもさることながら、企業・事業者がこれまで培ってきた価値ある経営資源が失われる事態となり、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、事業承継・引継ぎに対する一層の支援が必要である。

① 事業承継の円滑化

経営者保証が事業の後継者候補確保のネックになっているが、未だ融資残高に占める経営者保証や二重徴求の融資も多い状況である。企業・事業者にとって日頃から付き合いの深い金融機関が「経営者保証ガイドライン」に沿った対応を行うかが重要なカギとなるため、金融機関に対してガイドラインの徹底を要請するとともに、企業・事業者側における経理の透明性や財務内容の強化に向けた取組を促進するため、外部の専門家による支援の強化を図ること。

② 多様な事業承継の促進

身近に後継者候補がない企業・事業者にあっては、M&Aを含めた社外への事業引継ぎも有効な手立てとなるものであることから、優良事例の周知やM&A市場の安全・安心な環境の整備により、事業譲渡側におけるマイナスイメージの払拭とともに、支援機関等による相談体制の充実とマッチング機能の拡

充を図ること。併せて、事業承継・引継ぎを更なる事業の発展・成長につなげるためには、M&A実施後のPMIが重要であることから、PMIを支援する環境の整備を促進すること。

さらに、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援や、経営資源引継ぎ型創業に対する支援の充実を図ること。

(4) 商工団体への支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や資材不足、エネルギー・原材料価格の高騰により打撃を受けている中小企業・小規模事業者の経営回復や、経営環境の変化が激しい時代に対応するための経営戦略の策定・見直し等、商工団体による事業者への伴走支援が今後益々重要となることから、都道府県が商工団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援が行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充すること。

(5) 中小企業・小規模事業者の事業環境の改善支援

① 企業間における取引適正化支援

エネルギー価格や原材料価格の高騰により、コスト負担の面から中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されていることから、適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する必要がある。価格転嫁の達成状況が他に比べて低い業種に対する取組強化のほか、取引代金支払いの支払期日の短縮化、支払方法の現金化、手形割引料相当額を勘案した取引価格の設定等の促進を図ること。

また、パートナーシップ構築宣言について、特に大企業の宣言数の増加に向けて、官民あげて周知や働きかけを強化すること。

② 事業継続計画（BCP）の策定・運用の強化

企業を取り巻くリスクは自然災害や感染症のまん延、サイバー攻撃など多岐にわたる。リスクが発現した場合の影響は、一企業に留まらずサプライチェーンの機能障害を通じて日本経済全体にも影響を及ぼすこともあることから、サプライチェーン全体で事業継続計画（BCP）の策定・運用の強化を図る必要がある。特に策定率が低い中小企業・小規模事業者に対して、計画策定に資する分かり易いひな型の提示や優良事例の紹介、専門家派遣による支援等により策定負担の軽減を図りつつ、策定した企業・事業者がメリットを享受できるようなインセンティブ付与施策を講じること。

(6) 産業を支える人材の確保・育成

生産年齢人口は着実に減少する中で、特に中小企業・小規模事業者を中心に人手不足が深刻化しており、ものづくり産業における技能の承継も課題となってい

る。国内人材確保やデジタル化等による生産性向上の取組を引き続き強化することはもとより、外国人材の確保や技能労働者の育成を図ることが必要である。

① 外国人材の確保

在留資格「特定技能」に係る1号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するとともに、2号の対象分野についても、農業をはじめとした他の特定産業分野を追加すること。また、介護分野において長期就労する場合に必要な介護福祉士の資格について、国家試験における受験上の配慮などにより、外国人が日本の介護現場に定着できる環境を整備すること。

さらに、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方公共団体や地域の事業者団体、企業等から聴取した意向等を反映すること。

② 技能労働者の育成

若者が技能検定を受検しやすい環境として整備されている「若者の技能検定受検料減免措置」の補助対象者の年齢等の対象範囲を拡大すること。

また、技能実習生向け技能検定試験を円滑かつ確実に実施するため、「技能向上対策費補助金」について、必要な予算を十分に措置すること。

(7) 農林水産業の経営発展の充実と生産基盤の強化

我が国の食料が輸入に大きく依存してきた中で、地球温暖化の進行やコロナ禍、国際情勢の緊張の高まりなど、世界の食料需給を巡るリスクが顕在化していることから、今こそ、将来にわたる食料の安定供給の確保、食料自給率・自給力の向上に向けて、米粉も含む米全体の需要拡大や穀物を国産で安定供給できる環境整備など、食料安全保障の強化を図ること。

また、我が国の農林水産業が、魅力と競争力のある産業として地域経済を牽引する役割を果たしていくためには、多様な自然環境や地域資源を活用し、市場ニーズや地域の特性に合った特徴ある産地づくりを推進していくことが重要であり、優れた経営感覚を備え、戦略をもって農林水産業に取り組む経営体の育成を図るとともに、当該経営体が活躍できる環境を整備する必要がある。

そのため、大規模化・高付加価値化による所得の向上と成長産業化に向け、地域農業の中核となる経営体へ農地を集積・集約化していくために必要となる農地中間管理機構の予算を確保するとともに、作業の効率化・省力化に資するスマート農林水産業の導入支援など、農業や林業、水産業の体質強化に資する基盤整備の推進に必要な予算の確保や財政措置の充実を図ること。

あわせて、多様化する国内外の需要に対応できる経営体の育成に向け、経営資源の有効利用や経営の多角化など、経営感覚に優れた人材等を育成・確保するため、法人化や第三者への継承も含めた経営継承支援、規模拡大に必要な雇用労働力の確保等の経営課題の解決に向けた支援に必要な予算や制度の充実を図るとともに、農業経営・就農支援センターの運営に当たっては、効果的な体制となるよ

う不断の見直しを行うこと。

林業については、原木の安定供給や機械化等の取組に加え、生産性や安全性の抜本的な向上を図っていくため、エリートツリーの植栽や自動操作機械等の新技術による作業の効率化により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする取組や、林業従事者の所得と労働安全の向上を目指す「新しい林業」に向けた取組の展開、また、国民の約4割が罹患し国民病ともいわれる花粉症の原因となっているスギ・ヒノキの花粉発生源対策の充実・強化に対する国民のニーズは非常に高いことから、花粉の少ない森林への転換を加速化するために必要な予算を確保すること。

新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じており、米の需給と価格の安定化に向け、国主導による需要拡大対策を推進すること。

また、農業者が将来にわたり安定した農業経営を行いながら、安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、水田活用の直接支払交付金については、制度の恒久化を図るとともに、安定した農林水産業経営の確立のため、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な予算の確保、漁業経営安定対策の拡充、資金繰り支援の充実を図ること。

農山漁村の経営発展を妨げ、被害が深刻化・広域化している野生鳥獣被害については、関係府省が連携して対策を推進するとともに、支援対策を拡充、恒久化すること。

我が国の食料の安定供給に多大な影響を及ぼす家畜伝染病や病害虫等について、国内への侵入防止のための水際対策の強化・徹底や、国内での発生予防及びまん延防止にかかる施設整備、調査・防除事業等に対する継続的な財政支援を行うこと。

また、外来生物・外来種雑草種子の水際対策をより一層強化するとともに、都道府県の情報交換を図るためのネットワークを構築すること。

国際情勢の影響により、燃油価格や配合飼料価格、肥料原料価格が高騰していることから、農林漁業者に及ぼす影響を緩和するための価格安定化に向けた仕組みの構築や資金繰り円滑化などの経営安定対策の充実を図ること。

(8) 速やかな復旧、防災・減災対策のための基盤強化

気候変動の影響により激甚化・頻発化する台風、豪雨や土砂災害などの自然災害により、被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、農地や農業用ハウス、農林業用施設、林内路網、定置網等の漁業用施設、漁港施設の復旧・補強などが迅速に進められるよう、BCPの策定を推進するとともに、災害に強い施設にするため、改良復旧による整備を可能とするなど、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

また、農林漁業の更なる成長産業化を目指すためには、コロナ禍でも揺るがな

い生産基盤の構築と密接不可分な農山漁村地域の防災力の強化を図ることも重要であることから、農業水利施設や治山施設、林道施設、漁港施設などの防災・減災対策、自然災害の激甚化・頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減対策、適切な保全管理を通じた長寿命化対策、流域治水の考え方に基づく洪水調節機能の強化、山地災害危険地区等における治山・森林整備対策や農林水産物の生産・流通機能の確保対策など、地方自治体が中長期的な見通しのもと、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を強力かつ計画的に実施するため、必要な予算を安定的に確保するとともに、更なる地方財政措置の拡充を図ること。

(9) エネルギーの安定的な供給

石油や天然ガス等の資源価格の高騰によるガソリン、重油、電力、都市ガス等のエネルギー価格の高騰が、商工業・農林水産業の経営に大きな影響を及ぼしている。政府では、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」により、目下の状況に対する緊急的な措置を講じたところであるが、エネルギー価格の高騰が中長期的に継続する場合も見据えて、将来にわたるエネルギーの安定的な供給に万全の対策を講じること。

令和4年7月29日

全 国 知 事 会